

随意契約結果一覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
建設行政課	PCB廃棄物処理契約 (事業課及び岩見沢出張所保管分)	令和1年7月12日	東京都港区芝1丁目7番17号 中間貯蔵・環境安全事業株式会社	2,993,760	高濃度PCB廃棄物を処理できる者は、日本環境安全事業株式会社法(現、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法)で設立された中間貯蔵・環境安全事業株式会社であり、北海道においてはこの事業所である室蘭市の北海道PCB処理事業所のみが処理可能であることから、代替性がないものとして随意契約する。 【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1(2)	

注1 この様式は、年度ごと、月ごと等、適宜区分して使用すること。

2 課等ごとに公表する場合は、「課等名」欄は適宜削除して使用すること。

3 「契約の相手方」欄は、契約の相手方の商号又は名称及び住所を記載すること。

4 「契約の相手方を選定した理由」欄には、決定書等に記載した理由及び契約方法の根拠を記載すること。

5 単価契約の場合は、「契約金額」欄に「月額〇〇円」等と記載し、「摘要」欄に「単価契約 総価額〇〇円」等と記載すること。